

長与町公式ホームページ広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、長与町公式ホームページ広告掲載要綱（以下「要綱」という。）運用の明確化を図るため、運用に関する基準として定めるものである。

(広告の掲載位置)

第2条 要綱第3条第2項の規定による広告の掲載位置及び枠数は、原則として次の各号とする。

- (1) 広告の位置長与町公式ホームページのトップページ下側
- (2) 枠数9枠

(広告の掲載数に係る優先順位)

第3条 申込者数が、前条第2号に規定する枠数を超える場合は、次の各号の順位で掲載する広告を決定する。ただし、同一の掲載順位が重複する場合は、掲載希望月数の多いものを優先することができる。

- (1) 国、他の地方公共団体及びこれらに類するもの
- (2) 公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの
- (3) 公共的性格のある私企業で、町内に事業所等を有するもの
- (4) 前号に掲げるもの以外の私企業で、町内に事業所を有するもの
- (5) 前2号に掲げるもの以外の私企業、自営業者等

2前項の規定によっても掲載する広告を決定できないときは、申込み順とする。

3枠に空きが出た場合は、随時次点を掲載するものとする。

(広告の掲載期間)

第4条 要綱第4条第2項に規定する広告掲載の開始日は月の初日とし、終了日は月の末日とする。

(広告掲載料)

第5条 要綱第8条の規定による広告の掲載料は、1枠当たり月額8,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(広告の禁止表現)

第6条 次の表現を含む広告物は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、掲載しない。

- (1) 「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「×」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（警告、注意などあたかも警告を発しているような誤解を与えるもの）
- (3) ラジオボタン（選択できるような誤解を与えるもの）
- (4) テキストボックス（入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

(町の掲載情報との区別)

第7条 閲覧者が町ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が町の事業であると錯誤する表現を使用してはならない。

附則

この基準は、平成20年4月10日から施行する。

この基準は、平成26年3月19日から施行する。

この基準は、平成26年12月17日から施行する。